

療育手帳で受けられる援助等の一覧

香川県障害福祉相談所 令和8年5月1日現在

(注) 市町によっては、該当しないものがあったり、サービスの内容や支給要件が異なることがありますので、詳細については、取扱・相談窓口にお尋ねください。

支援の種類	対象				内容	取扱・相談窓口									
	㉠	A	㉡	B											
重度心身障害者等医療費支給	○	○	○	*1	重度障害者等を対象にして、医療保険の自己負担分の一部を支給する。所得制限あり。 *1 一部市町該当	市・町福祉担当課									
特別児童扶養手当 (満20才未満)	○	○			障害児を養育している父母・養育者に手当を支給する。認定基準・所得制限あり。 1級 58,450円/月、2級 38,930円/月(R8年度)										
特別障害者手当 (満20才以上)			医師の診断書が必要で一部該当		日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅障害者に手当を支給する。認定基準・所得制限あり。 30,450円/月(R8年度)										
障害児福祉手当 (満20才未満)			医師の診断書が必要		日常生活において、常時、介護を必要とする在宅障害児に手当を支給する。認定基準・所得制限あり。 16,560円/月(R8年度)										
障害基礎年金 (1級・2級)			医師の診断書が必要		20才前又は公的年金制度に加入している期間中に初診日のある傷病により障害者になった場合に、年金が支給される。認定基準あり。20才前障害(無抛出)は、所得制限あり。 1級 88,260円/月、2級 70,608円/月(R8年度) 昭和31年4月1日以前に生まれた方 1級 88,010円、2級 70,408円	市・町国民年金課 各共済組合									
自動車税の減免	○	○	-	-	本人又は生計を一にする家族の所有名義であり、知的障害者のために生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合。減免上限額あり。	県税事務所									
軽自動車税の減免	○	○	-	-	本人又は生計を一にする家族の所有名義であり、知的障害者のために生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合。	市・町税担当課									
所得税・住民税の控除			特別障害者控除		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者控除(㉠・A)</td> <td>40万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>障害者控除(㉡・B)</td> <td>27万円</td> <td>26万円</td> </tr> </tbody> </table>		所得税	住民税	特別障害者控除(㉠・A)	40万円	30万円	障害者控除(㉡・B)	27万円	26万円	所得税：税務署 住民税：市・町税担当課
	所得税	住民税													
特別障害者控除(㉠・A)	40万円	30万円													
障害者控除(㉡・B)	27万円	26万円													
JRの旅客運賃の割引	○	○	○	○	第1種及び第2種の本人が単独で片道100kmを超える乗車については、本人のみ5割引。 介護者同伴の第1種については、本人と介護者5割引。	切符販売窓口									
国内航空運賃の割引	○	○	○	○	障害者運賃(季節で変動)が適用。また、介護者1名まで適用。	航空券販売窓口									
電車運賃の割引 (ことでん)	○	○	○	○	第1種障害者が介護者と乗車したとき、本人・介護者とも5割引。	各運行会社									
路線バスの割引 (ことでん)	○	○	○	○	第1・2種障害者単独のとき、5割引。										
高速バスの割引	○	○	○	○	旅客運賃割引欄が第1種又は第2種の方は該当する路線で運賃が普通片道運賃の5割引。 第1種の方は、介護者も5割引(同便・同区間)										

支援の種類	対象				内 容	取扱・相談窓口
	①	A	②	B		
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	療育手帳の交付を受けている者1割引。一部対象外地域あり。	各運行会社
有料道路通行料金・一般自動車道使用料金の割引	○	○	-	-	障害者が自ら運転する場合及び重度の障害者を乗せて介護者が運転する場合5割引。営業用の自動車を除く。※重度とは、JRにおける第1種の療育手帳所持者。『※料金支払時、現金等又はご登録のETCカードでも係員の対応になる場合は、手帳の記載事項を確認したうえ割引となりますので、手帳の呈示が必要です。』	市・町福祉担当課
NHK放送受信料の減免 (衛星放送契約含む)	全免	○	○	○	知的障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町民税非課税世帯。	
	半免	○	○	-	世帯主が障害者であり、受信契約者であること。	
入園料金等の減免	○	○	○	○	栗林公園・香川県立ミュージアム・かがわ総合リハセンター施設(体育館、プール、研修室など)利用料・さぬきこどもの国(スペースシアター観覧料、自転車使用料)・東山魁夷せとうち美術館・高松市美術館(駐車場は有料)。	各施設
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	○	NTTドコモ・au・ソフトバンクの携帯電話基本使用料等が割引となる(料金プランについては、割引対象とならない場合があるので、詳しくは各社取扱店でお尋ね下さい。)	各社携帯電話取扱店
かがわ思いやり駐車場制度	○	○	-	-	療育手帳の交付を受け、県が移動に配慮が必要と認める者に対し、かがわ思いやり駐車場利用証を交付し、かがわ思いやり駐車場の利用を認める。	県保健福祉総務課 県小豆総合事務所 県保健福祉事務所
心身障害者扶養共済	○	○	○	○	知的障害者の保護者が、生存中毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する(保護者の年齢により掛金にランクあり)。	市・町福祉担当課

【その他の障害福祉サービス等】 (注) 市町担当窓口へ申請し、市町がサービスの支給を決定。市町から受給者証の交付を受けて、事業所と契約しなければ利用できません。

支援の種類	内 容	取扱・相談窓口
居宅介護(ホームヘルプ)	障害等のため、日常生活を営むのに支障がある障害児・者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話をを行う。原則1割の利用者負担がある。	市・町福祉担当課
移動支援	障害児・者が社会生活上必要な外出及び社会参加のための外出をするとき、付き添い等を行う。利用者負担がある。	
児童発達支援・放課後等デイサービス	障害児の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種の便宜を提供する。原則1割の利用者負担がある。給食サービス等については実費負担。	
短期入所(ショートステイ)	在宅の知的障害児・者を介護している保護者が社会的理由や私的理由のため家族介護が困難となったとき、障害児・者が施設を一時的に利用するもの。原則1割の利用者負担がある。食材料費、日用品等負担あり。	
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を営む障害者に対し、日常生活における援助を行う。家賃等については実費負担(1万円を上限に補助あり)。利用者負担がある。その他食材料費、日用品等負担あり。	

「手帳の交付を受けた方の福祉便覧 令和8年度版」(香川県障害者社会参加推進センター作成)を参考に作成